

『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募における  
技術資料作成要領

災害時における災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

国土交通省 関東地方整備局  
関東技術事務所長  
宮武 一郎

記

1. 協定の概要

- (1) 名称：災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的：本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等において、関東技術事務所が実施する災害応急対策業務に関し、これに必要な技術者及び作業員の確保、建設機械及び資材等の提供等の要請について、その方法を定め、災害応急対策業務を円滑に行うことで、被災施設等の早期復旧、被災箇所の被害拡大防止に資することを目的とする。
- (3) 内容：協定書は別紙－1または別紙－2のとおり
- (4) 期間：協定締結日から協定締結者が協定の解約を申し出た日まで
- (5) 業務の実施区域：関東地方整備局が所管する行政区域内

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般競争（指名競争）入札参加資格業者又は平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における関東・甲信越地域の競争参加資格者のうち、『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募3. (1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑪⑫⑬⑭⑮のいずれか若しくは全てを選定する者にあっては一般土木工事、維持修繕工事、機械設備工事のいずれか、⑨⑩のいずれか若しくは全てを選定する者にあっては鋼橋上部工事、③④⑤⑥⑦⑪⑫⑬⑭⑮のいずれか若しくは全てを選定する者にあっては役務の提供等、⑤⑥⑦⑪⑫⑬⑭⑮のいずれか若しくは全てを選定する者にあっては物品の販売に認定がなされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受

けていること。)

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

(5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般競争（指名競争）入札参加資格業者又は平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）における関東・甲信越地域の競争参加資格者のうち、技術資料受付期間の締め切り日において関東地方整備局における一般競争（指名競争）入札参加資格の資格業者として、平成16年4月1日以降に受注し完成・完了した工事、業務、物品の販売または役務の提供等の実績を有すること。

なお、上記以外に、『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募③、(1)⑤⑥⑦の協定の業務内容については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の一般競争（指名競争）入札参加資格業者又は平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省府統一資格）における関東・甲信越地域の競争参加資格者のうち、平成16年4月1日以降に関東地方整備局管内で「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注し完成・完了した物品の販売または役務の提供等の実績を有すればよい。

「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）とする。（以下「国・特殊法人・地方公共団体等」という。）

注1) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含

む)に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。

注2)「地方公共団体」とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)をいう。

注3)「地方公社」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4)「公益法人」とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)。

注5)「大規模な土木工事をを行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

(6)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成に関する事項

#### (1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は次表のとおりとし、記載内容が確認できる資料として以下の書類を提出すること。

- ① 次表1)の実績として記載した協定書又は契約書の写しを提出すること。
- ② 次表4)で記載した資機材の保管場所の位置、及び関東技術事務所並びに船橋防災センターまでの距離・移動経路が確認できる図面を提出すること。
- ③ 次表5)で記載した協力会社について、本協定に係る公募に協力会社として参画する意志があることを証明する覚え書き等の写しのほか、協力を受ける業務内容がわかる資料を提出すること。
- ④ 次表5)で記載した作業要員の収集場所、及び関東技術事務所並びに船橋防災センターまでの距離・移動経路が確認できる図面を提出すること。
- ⑤ 次表5)で記載した配置予定技術者の資格者証の写しを提出すること。
- ⑥ 次表6)の実績として記載した工事等に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、件名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。なお、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(コリンズ)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できるこ

と。なお、上記契約書の写し等で施工実績の確認が困難な場合は、平面図や構造図等を添付すること。

(7) その他

2. (2) に掲げる競争参加資格があると判断できる資料として、工事、業務に係わるものは平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格が確認できる資料、物品の販売、役務の提供等に係わるものは平成31・32・33年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）が確認できる資料を提出すること。

| ○記載事項                          | ○内容に関する留意事項   |
|--------------------------------|---|
| 1) 災害応急対策に関する協定または契約の締結状況      | <p>①当事務所以外の行政機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約（以下「協定等」という。）の締結を行っている場合は、全ての協定等について以下により記載する。</p> <p>②協定又は契約の別、協定等の名称（件名）、締結機関名、協定期間、協定内容、要請が重複する場合の対応優先順位を記載すること。</p> <p>③記載様式は様式－1とする。</p> |
| 2) 災害時における災害応急対策業務に関する協定での業務内容 | <p>①協定に基づき実施を希望する災害応急対策業務の業務内容について、選択欄に○印を付けるものとする。</p> <p>②記載様式は様式－2とする。</p>   |
| 3) 本社等の連絡先及び緊急時の連絡要員           | <p>①災害応急対策業務の実施要請の連絡先となる本社・支店・営業所等（以下「本社等」という。）について記載する。</p> <p>②協定書第8条に基づく緊急時の連絡要員として予定する者について記載する。</p> <p>③記載様式は様式－3とする。</p>  |
| 4) 資機材の保有状況                    | <p>①応募者が希望する業務内容の実施に調達可能な資機材の保有状況について記載する。</p> <p>②記載様式は様式－4とする。</p>  |
| 5) 業務実施のため確保可能な人員と主な活動地域       | <p>①応募者が希望する業務内容を実施するために確保可能な人員について記載する。</p> <p>②平成29～30年度の2年間で、上記人員により業務等を実施した地域について記載する。</p> <p>③記載様式は様式－5-1-1、様式－5-1-2、様式－5-2とする。</p>  |
| 6) 工事の施工実績等                    | <p>①2. (5) に基づき、希望する業務内容が実施可能であることを示す代表的なもの（工事規模の大きなもの等）を1件記載する。なお、施工実績については、契約書（件名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）の写しを提出すること。</p> <p>②記載様式は様式－6とする。</p>  |

⑧提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

⑨技術資料受付期間の締め切り日時点で CORINS 等により完成・完了が確認できない工事等においては、実績として認めない。

## (2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査の着目点は次のとおりとする。

| ○審査項目                             | ○審査の着目点  |
|-----------------------------------|--|
| 1) 災害応急対策に関する協定または契約の締結状況         | ①要請依頼順の決定にあたり、関東技術事務所の実施要請を優先して対応できる者  |
| 2) 災害時における災害応急対策業務に関する協定で希望する業務内容 | ①実施要請にあたり、要請内容に合致する者。なお、公募選定にあたり、希望する業務内容と配置予定技術者の資格が合致し適切であることを確認する。資格が不適切な場合は選定しない。<br>②配置予定技術者は本協定の締結に当たり、建設業法等関係法令に基づく業務管理が出来る者を配置するものとする。 |
| 3) 本社等の連絡先及び緊急時の連絡要員等             | ①実施要請にあたり、連絡要員の人数が多く、連絡要員の居所から収集場所までの距離が長い者。   |
| 4) 資機材の保有状況                       | ①実施要請にあたり、要請作業を実施するために十分な資機材を保有する者。また、要請依頼順の決定にあたり、資機材を多く保有する者。  |
| 5) 業務実施のため確保可能な人員と主な活動地域          | ①実施要請にあたり、要請作業を実施するために十分な人員を保有する者。また、要請依頼順の決定にあたり、人員を多く保有する者。<br>②実施要請順位の決定にあたり、実施箇所に近い地域での活動の多い者。   |
| 6) 工事の施工実績等                       | ①選定にあたり、希望する業務内容と実績内容が合致し適切であることを確認する。実績が不適切な場合は選定しない。   |

## 4. 協定締結の選定及び要請依頼順に関する事項

協定締結者の選定方法及び要請依頼順は次のとおりとする。

(1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料及びヒアリングの結果を基に技術審査の各項目を国土交通省関東地方整備局関東技術事務所長が総合的に判断し選定する。

(2) 災害時の要請依頼順は、要請する災害時における災害応急対策業務の内容に応じ、協定締結者に対して、災害要請内容と『災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結者の追加公募3.(1)及び3.(2)の①③④⑤に基づいて下記①～④により定めるものとする。なお、要請依頼順は公表しない。

- ① 実施を希望する、災害時における災害応急対策業務等の業務内容に合致する協定締結者
- ② 実施を希望する、災害時における災害応急対策業務等の実施場所
- ③ 実施を希望する、災害時における災害応急対策業務等の実施に必要な人員及び資機材の確保状況
- ④ 他の行政機関等への対応との競合度を勘案した、当該業務への優先度

## 5. 手続等

### (1) 担当部署 〒270-2218

千葉県松戸市五香西 6-1 2-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課（担当：廣田、中山）

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

### (2) 技術資料作成要領の交付期間、場所及び方法

#### ① 交付期間

平成31年4月15日（月）から随時。但し、下記②の窓口においては、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く8時30分から17時15分まで。

#### ② 交付場所及び方法

資料一式（公募文・技術資料作成要領・様式）の入手方法は、関東技術事務所HPからのダウンロード、または関東技術事務所防災技術課の窓口において配布する。

※関東技術事務所HPアドレス

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kangi/index.htm>

### (3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

#### ① 受付期間

四半期ごとに随時

第一四半期：平成31年4月15日から平成31年6月28日

第二四半期：平成31年7月1日から平成31年9月30日

第三四半期：平成31年10月1日から平成31年12月27日

第四四半期：平成32年1月6日から平成32年3月31日

なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。

#### ② 提出場所

〒270-2218

千葉県松戸市五香西 6-1 2-1

関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課

TEL 047-389-5120

FAX 047-389-5159

#### ③ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

詳細は、技術資料作成要領による。

### (4) 選定結果の通知

選定結果は四半期の末日から60日以内に、郵送により書面をもって通知する。

## 6. 非選定理由に関する事項

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、関東技術事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
  - ・受付窓口：関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課（担当：廣田又は中山）
  - ・受付時間：8時30分から17時15分まで。
- (3) (1)の書面は持参するものとし、他の方法によるものは受け付けない。
- (4) 関東技術事務所長は、(1)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、本協定の技術審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本協定の公募に係る資料は、応募するための技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせは次のとおりとする。
  - ・問い合わせ先：関東地方整備局 関東技術事務所 防災技術課  
(担当：廣田又は中山)  
〒270-2218 千葉県松戸市五香西6-12-1  
TEL 047-389-5120
  - ・期間及び受付時間：技術資料の受付期間の前日（休日を除く）までの8時30分から17時15分まで。

## 8. その他

- (1) 本協定は、関東地方整備局及び関東地方整備局の事務所が実施する総合評価落札方式による工事発注の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度」を設定している場合は加算評価されます。
- (2) 提出された技術資料に関し、四半期の末日から30日以内にヒアリングを実施するものとする。
- (3) 選定した協定締結者が既に協定を締結している場合は、新たな協定書の締結日をもって、前協定を解除するものとする。